

【専門外国語科目】

○出題意図 日本史学における史料読解力があるかを問うものである。

一

○解答例

〔設問1〕

讓渡入江しやうの内三澤

之小次郎蹤の事、伊達藤

四郎範宗ニ彼所を去渡

者也、代々御判之旨ニまかせて

所を知行不有相違、若於

此所親類兄弟中ニいらん

煩なす有仁者、長しやうかい

ふけうの可為仁候、仍讓状

如件

享徳四年閏四月廿二日 法義（花押）

伊達藤四郎殿

〔設問2〕 〔設問3〕

出題意図を踏まえた解答を記述すること。

二

○解答例

〔設問1〕

覚

一 伊勢大神樂於 御符内ハ不及申諸国、天

下泰平御祈禱之儀従先規被為遊御免

候、然所宝延四年未十一月廿五日

松平右京亮様・青山因幡守様・本多長門守

様御宅御烈座ニ而、大神樂支配頭被為

仰付之、伊勢神樂支配銘々職札相渡

置申候、右職札無之大神樂者伊勢神

樂たりといふ共相互ニ令吟味支配頭迄

可申来候、依之毎年二月廿日右之職札相改

候間、無遅滞支配頭宅へ寄合可被申候、其節

職札認替相渡可申候、為其仍而如件

江戸下谷上野町

相州藤沢台町

宝暦三年酉二月廿日

佐藤齋宮  
木村幸大夫

信州諏方郡 村

殿

組頭

高橋忠大夫

〔設問2〕

毎年二月二十日に大神樂職の免許札改めをするので、遅参なく大神樂の支配頭宅へ寄り合うべきこと。その時に職免許札を書き替えて渡すこととする。

〔設問3〕 出題意図を踏まえた解答を記述すること

【専門基礎科目】

1

○出題意図 任意の研究テーマについて、十分な研究史理解があるかどうか、さらには研究推進能力があるかを問うものである。

○解答例 出題意図を踏まえた解答を記述すること。

2

○出題意図 古代・中世・近世・近現代の各時代に関して、文献・人物・事項の三点から、幅広い知識を問うものである。

○解答例 出題意図を踏まえた解答を記述すること。

【専門科目】

○出題意図 日本史学における史料読解力があるかを問うものである。

A 問題文は『中世法制史料集 第二巻 室町幕府法』岩波書店、より追加法314条。

著作権により、史料本文の掲載及び、読み下しなどは省略

B 『桜井市史 史料編上巻』より、「社会穀に付御請書」（文政九年十一月「差上申御請書之事」）。

著作権により、史料本文の掲載及び逐語訳等は省略。